

職員の定年延長について

1 定年年齢の引上げ

(1) 趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくため、定年を段階的に引き上げる。

(2) 概要

国家公務員の定年年齢の引上げに合わせ、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に定年を65歳まで引き上げる。

年度	定年年齢	対象者
令和5年度	61歳	定年退職者なし
令和6年度	61歳	1963（昭和38）年度生
令和7年度	62歳	定年退職者なし
令和8年度	62歳	1964（昭和39）年度生
令和9年度	63歳	定年退職者なし
令和10年度	63歳	1965（昭和40）年度生
令和11年度	64歳	定年退職者なし
令和12年度	64歳	1966（昭和41）年度生
令和13年度	65歳	定年退職者なし
令和14年度以降	65歳	1967（昭和42）年度以降生

2 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

(1) 趣旨

職員の新陳代謝を計画的に行うことにより組織の活力を維持し、もって公務能力の維持増進を図る。

(2) 概要

ア 対象年齢

60歳

イ 内容

管理監督職（管理職手当支給対象者）を占めている職員について、60歳到達後、管理監督職以外の職へ降任させる。

ウ 特例

対象となっている職の性質（特殊性、欠員補充の困難性等）に対応した特例措置を講ずることができる。

3 給与

(1) 給料

ア 管理監督職勤務上限年齢制により降任された職員
降任前の給料月額の7割水準※1とする。

※1 給料月額（60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員が受ける号給に応じた額の7割水準）に管理監督職勤務上限年齢調整額を加えた額となる。

イ 上記以外の職員

60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員が受ける号給に応じた額の7割水準とする。

(2) 退職手当

ピーク時特例※2を適用

※2 退職手当の算定に当たって、在職期間の長期化に対応するための算定方式の特例として、給料月額のピーク時までとピーク時後退職時までの期間に分けて算定する制度

4 定年前再任用短時間勤務制の導入

(1) 趣旨

60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等による多様な働き方を可能にするため、本人の希望により短時間勤務の職に任用できることとする。

(2) 概要

一旦退職した上で、従前の勤務実績等に基づく選考により短時間勤務の職に任用できることとする。任期は、定年退職日相当日までとする。

※暫定再任用制度について

現行の再任用制度は廃止されるが、定年が65歳に引き上げられるまでの期間においては、経過措置として暫定的に再任用を可能とする。

5 事前情報提供・勤務意思確認制度の導入

(1) 趣旨

60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、60歳以後に勤務する前の段階において、60歳以後の任用・給与・退職手当の制度について職員が十分認識し、60歳以後の勤務の意思（引き続き勤務するか、退職するか等）を決定することが適当であることから、任命権者が十分な情報提供を行う必要がある。

(2) 概要

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、情報提供を行った上で、60歳（現行定年）に達する年度の翌年度以後の勤務の意思を確認するよう努める。

6 作業及びスケジュール

(1) 令和4年度

- ・定年延長制度施行後の人事管理、給与等の検討

- ・中長期的な採用等のあり方の検討
 - ・職員団体との協議
 - ・関係例規の整備（令和4年11月市議会定例会に条例案提出）
 - ・令和5年度60歳到達者への情報提供・勤務意向の確認
- (2) 令和5年度
- ・関係条例、関係規則の令和5年4月1日施行
 - ・暫定再任用職員の採用（昭和37年度生まれ※令和4年度定年退職者）
 - ・令和6年度60歳到達者への情報提供・勤務意向の確認
- (3) 令和6年度
- ・役職定年による降任等の実施
 - ・定年前再任用短時間勤務職員の採用（令和6年4月1日※昭和38年度生まれ）
 - ・令和7年度60歳到達者への情報提供・勤務意向の確認
 - ・定年年齢引上げ後、最初の定年退職（令和7年3月31日※昭和38年度生まれ定年年齢61歳）

年 月	スケジュール
令和4年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針決定 ・定年延長制度施行後の人事管理、給与等の検討 ・中長期的な採用等のあり方の検討
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・9月例規審（主に条例の整備）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・10月例規審（主に規則の整備）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・11月市議会への議案提出（議案検討会） ・令和5年度60歳到達者への情報提供・勤務意向の確認
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・議案採決
令和5年1月	
2月	
3月	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・関係条例、関係規則の令和5年4月1日施行 ・暫定再任用職員の採用 ・令和6年度60歳到達者への情報提供・勤務意向の確認
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・役職定年による降任等の実施 ・定年前再任用短時間勤務職員の採用 ・令和7年度60歳到達者への情報提供・勤務意向の確認 ・定年年齢引上げ後、最初の定年退職（定年年齢61歳）